

目 次

1 法学研究科・法学部の現状と課題	1
1) 法学研究科・法学部の歴史と現状	1
(1) 序	1
(2) 大学院の重点化	1
(3) 国立大学の法人化・法科大学院の設置	2
2) 法学研究科・法学部の理念と課題	3
(1) 京都大学の基本理念と法学研究科・法学部の基本的目標	3
(2) 法学研究科・法学部の課題	4
(3) 法学研究科・法学部の将来構想	5
2 教育活動	7
1) 大学院教育	7
(1) 近時の改革	7
(2) 法政理論専攻	7
(3) 国際公共政策専攻	13
(4) 法曹養成専攻	16
(5) 教育改善の努力	19
2) 学部教育	20
(1) 教育理念・目標	20
(2) 学生の受入れ	20
(3) 教育課程	23
(4) 学生の在学状況	26
(5) 卒業生数と進路状況	27
(6) 修学支援	27
3) 留学生の受入と教育（大学院・学部）	27
(1) 大学院留学生の受入	27
(2) 学部留学生の受入	27
(3) 留学生の学修指導・支援	28
3 研究活動	29
1) 法学研究科・法学部の研究活動	29
(1) 研究活動の在り方、目標	29
(2) 研究組織と将来構想	30
2) 共同研究	30
3) 21 世紀 COE プログラム	31
4 教員及び研究補助者	33
1) 部局の人員配置	33
2) 採用・昇任の選考基準と選考方法	33
(1) 教授・助教授	33
(2) 研究助手	34
(3) 教育・研究支援助手	34
3) 非常勤講師の数と選考基準・選考方法	35
4) 他大学等との人事交流	36
5) ティーチング・アシスタント	36
6) リサーチ・アシスタント	37

5 管理運営	39
1) 部局の意思決定	39
(1) 法学研究科・法学部	39
(2) 法曹養成専攻	41
(3) 教員の全学の管理運営への参加状況	42
(4) 自己点検・評価のための組織と実施状況	42
3) 人権・安全管理	42
(1) 人 権	42
(2) 安全管理	42
6 財 政	43
1) 予 算	43
(1) 予算の執行と配分	43
(2) 概算要求	43
(3) 予算の動向	43
2) 外部資金	44
(1) 受入れの手続	44
(2) 外部資金の種類と受入状況	44
(3) 21 世紀 COE	44
(4) 科学研究費補助金	45
3) 大学改革推進等補助金	45
4) 学長裁量経費・総長裁量経費	45
7 施設設備	46
1) 施設設備の維持管理	46
(1) 建物管理	46
(2) 実験・実習設備の充足状況	46
(3) 学習・多目的室の充足状況	46
(4) 危険・老朽建物	46
2) 部局の環境の問題点	47
(1) 教育研究上の観点からみた施設設備の課題	47
(2) 教育研究および学園生活からみた環境の課題	48
3) 将来計画	49
8 教育研究関連施設	50
1) 部局の方針と計画	50
2) 部局図書室	50
(1) 平成 16 年度蔵書統計（平成 17 年 3 月 31 日現在）	50
(2) 受入雑誌種類数	50
(3) 書庫充足率（平成 17 年 3 月 31 日現在）	51
(4) 平成 16 年度図書購入費	51
(5) 図書室利用状況	51
(6) 現状と課題	51
3) 国際法政文献資料センター	52
4) 法政実務交流センター	54
(1) 法政実務交流センターの組織とスタッフ	55
5) 情報システムの整備——セキュリティ——	56

9 国際交流	57
1) 部局の交流方針と組織	57
2) 活動	57
(1) 海外の大学・研究機関との教育・研究交流及び支援活動	57
(2) 外国人共同研究者等の受入	57
(3) 学生・院生の海外留学・研修	58
(4) 留学生の受入・同計画	58
3) 施設・支援体制等	58
10 情報の発信・社会との連携	60
1) 部局の方針	60
2) 情報の発信	60
(1) 紙媒体による情報の発信	60
(2) 電子媒体による情報の発信	60
(3) 講演会・市民相談等	61
3) 社会との連携	61
(1) 教育面	61
(2) 研究面	61
11 支援組織	62
1) 京都大学法学会	62
2) 京都大学法学部有信会	62
12 教員の個人活動	64
1) 教授・助教授の自己点検・評価	65
(1) 教授・助教授の自己点検・評価項目フォーマット	65
2) 特別教授・助教授の自己点検・評価	337
(1) 特別教授・助教授の自己点検・評価項目フォーマット	337
13 助手・大学院学生・外国人研究生	350
1) 助手	350
2) 日本学術振興会特別研究員	351
3) 大学院学生・博士後期課程	352
(1) 基礎法学専攻	352
(2) 公法専攻	352
(3) 民刑事法専攻	353
(4) 政治学専攻	354
4) 大学院学生・修士課程	356
(1) 基礎法学専攻	356
(2) 公法専攻	356
(3) 民刑事法専攻	356
(4) 政治学専攻	357
(5) 法政理論専攻	358
(6) 専修コース	358
(7) 国際公共政策専攻	363
5) 外国人研究生	364

1) 大 学 院 教 育

(1) 近時の改革

第6号刊行以降、司法制度改革・法曹養成制度改革の一環として、法曹実務、行政実務の分野で高度専門職業人の必要性がいっそうの高まりを見せるようになった。こうした状況に対応するため、本研究科も法科大学院を設置することとし、文部科学省による設置認可を経て、平成16年度に、法学研究科内の独立専攻として、法曹養成専攻を設置した。そして、それに伴い、同年度に、次のような研究科内の専攻の改組をおこなった（図2-1）。

すなわち、本研究科は、それまでの基礎法学、公法、民刑事法、政治学の各専攻を廃止するとともに、新たに専門職学位課程としての法曹養成専攻を設け、かつ、修士課程および博士後期課程として法政理論専攻を設けたほか、専攻横断的な教育プログラムとして修士課程に設けられていた専修コースを国際公共政策専攻として再編した。こうして、修士課程は法政理論専攻、国際公共政策専攻および法曹養成専攻の3専攻として新たな道を歩み出し、また、博士後期課程は法政理論専攻へと一元化され、再出発した。

なお、博士後期課程を従来の4専攻から1専攻に改めたのは、多様な経路を経て博士後期課程への進学が予想される状況下で進学時に専攻を狭く限定せずに有為な人材を確保することを企図したからである。そして、そうすることにより、本研究科に課せられた研究者養成の任務をよりよく達成することができると考えたがゆえのことである。

本研究科では、上記のように、高度な知識と問題解決能力を備えた人材を育成することを目的とした国際公共政策専攻を設け、高等教育を実施してきた。しかし、高度専門職業人として公共政策を担う人材に対する社会の要請は、法律・政治・経済・経営の分野横断的で先端的な知識を備え、かつ国際感覚と語学力に秀でた人材を求めるようになってきている。そこで、本研究科は、経済学研究科と協力して、法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学コースの一部を統合発展させ、新たに公共政策大学院を設置する準備をおこなっている。この大学院は、法学・政治学・経済学・経営学の4分野を統合するとともに、研究者教員と実務家教員との連携を質的に強化して、高度な専門知識と実務的な問題解決能力を兼ね備えた高度専門職業人の養成をおこなうことを目的とする両研究科から独立した専門職大学院（公共政策教育部）である。公共政策大学院の設置が認められた場合には、平成18年4月に開学の予定である。

(2) 法政理論専攻

(a) 教育理念・目標

法政理論専攻では、広い視野に立って精深な学識を修め、法学・政治学分野における研究能力を養うことを目的として、独立した研究者としての修養を積む教育をおこなう。

(b) 学生の受入れ

(ア) 選抜の方針と入試の方法

① 修士課程

法政理論専攻のうち、修士課程では、法学・政治学に関する専門的な学識や外国語文献の解読能力を問う筆記試験、研究者としての資質を直接に確認するための面接等を組み合

わせた総合的な方法により、学生の選抜をおこなっている（表2-1）。

平成16年度・17年度における入試方法は、以下のとおりである（平成17年度実施分による）。なお、外国人特別選抜については、別項（27ページ以下）で触れられるところを参照されたい。

④ 入学定員

法科大学院（法曹養成専攻）の開設に伴う平成16年度以降の法学研究科の専攻の改組により、新たに設けられた法政理論専攻修士課程の入学定員は、15名である。ちなみに、従前の修士課程の入学定員は、90名であった（内訳は、基礎法学専攻20名、公法専攻18名、民刑事法専攻34名、政治学専攻18名であった〔これらの中には、専修コースでの募集人員も含まれている〕）。

⑤ 出願資格

- ① 大学を卒業した者および平成17年3月31日までに卒業見込みの者
- ② 昭和28年文部省告示第5号により文部科学大臣の指定した者および同告示が列举する教育機関を平成17年3月31日までに卒業（修了）見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者および平成17年3月31日までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校がおこなう通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者および平成17年3月31日までに修了見込みの者
- ⑤ 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者および平成17年3月31日までに授与される見込みの者
- ⑥ 本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成17年3月31日までに22歳に達しているもの

なお、論文試験（後述）に限り、①・②の卒業（修了）見込みの者および大学院在学生の出願は認めていない。また、上記⑥により出願する者に対しては、事前に出願資格の審査をおこなっている。出願資格の認定申請をした者には、筆記試験（論文〈文化・社会等に関する思索を問うもの〉及び英語の2科目）をおこなっている。

⑥ 選抜方法

学科試験、書類選考および論文試験の3種の選抜方法を併用している。

① 学科試験

学科試験は、筆答試験と口述試験から成る。筆答試験は出願者全体に対して下記の要領で実施される。口述試験は、筆答試験の結果から判断してこれをおこなう必要があると評価された者に対して実施されるものであり、受験者の法学・政治学の学力、素養について、提出された研究計画を資料として試問をおこなう方法により実施される。

筆答試験では、次の試験科目を受験させる。

- A 外国語科目 英語、ドイツ語、フランス語の中から1科目
- B 大学院修士課程において研究を志望する科目の含まれる分野（下記〔専門科目〕を参照）の中から1科目
- C すべての外国語科目および専門科目の中から、上記A. およびB. で選択した以外の3科目（外国語科目については1科目を超えないこと）。ただし、国際法を志望する

者は、公法分野と民刑事法分野からそれぞれ1科目を含めること。

〔専門科目〕

基礎法学分野：法哲学、法社会学、日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史、英米法、フランス法、ドイツ法

公 法 分 野：憲法、行政法、国際法、税法

民刑事法分野：民法、商法、経済法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、刑事学、国際私法、労働法、社会保障法

政治学分野：政治学、国際政治学、国際政治経済分析、比較政治学、政治過程論、行政学、政治史、日本政治外交史、政治思想史、公共政策

② 書類選考

書類選考は、本学法学部学生および本学法学部卒業後3年以内の者を対象とするものである。選考にあたっては、学部学生で、演習履修者については、演習を除く専門科目15科目・60単位以上、演習未履修者については、同じく16科目・64単位以上を修得した者の成績を基準にする。ただし、平成9年度入学者または平成11年度編入学者であって演習未履修者については、同じく16科目・62単位以上を基準にする。この選考基準に基づき評価したときに口述試験を受ける必要があると判断された者に対しては、口述試験が実施される。口述試験は、受験者の法学・政治学の学力、素養について、提出された研究計画を資料として試問をおこなう方法により実施される。

③ 論文試験

論文試験は、研究を志望する分野における任意のテーマについて日本語で執筆された研究論文（400字詰原稿用紙100枚程度で、既発表のものでもよい。）1点を審査する。受験者は、参考論文、業績リストを提出してもよい。さらに、受験者に対しては、外国語1か国語（英語・ドイツ語・フランス語のうちから選択する。）を課すとともに、口述試験を受ける必要があると判断された者に対しては、提出された研究論文に関する口頭試問を実施する。

なお、論文試験を実施する分野は、基礎法学分野と政治学分野である。

2 博士後期課程

① 入学定員

法科大学院（法曹養成専攻）の開設に伴う平成16年度以降の法学研究科の専攻の改組により、博士後期課程の入学定員は、それまでの37名（内訳は、基礎法学専攻8名、公法専攻8名、民刑事法専攻14名、政治学専攻7名であった。）から30名へと変更された（表2-2）。

② 選抜方法

国際公共政策専攻および法曹養成専攻の修了者が平成18年度に博士後期課程への進学・編入学を志願することになるため、平成17年6月の研究科教授会で「法学研究科博士後期課程進学許可及び編入学選抜制度」を定めた。その骨子は、以下のとおりである。

(a) 進学許可

本研究科修士課程（法政理論専攻）を修了して博士後期課程に進学する者に対しては、次の方法により、博士後期課程への進学を許可するものとしている。

① 審査の方法

(1) 修士論文の審査と口頭試問による。

(2) 修士論文の審査および口頭試問は、指導教授を含む3人の調査委員によりおこなう。

(3) 論文審査および口頭試問の委員は、修士論文の内容に応じて教授会で選定する。

② 許否の判定

修士論文の内容に関する口頭試問を受けた者について、論文の合否を判定するとともに、口頭試問の結果を総合的に判断して、進学の許否を決定する。

(b) 進学者・編入学者選抜

本研究科修士課程（法政理論専攻）修了者以外のものについては、次の方法により博士後期課程への進学または編入を許可するものとしている。

① 論文試験

(1) 本研究科の修士課程（国際公共政策専攻もしくは専修コース）を修了した者または本学もしくは他大学の研究科の修士課程を修了した者については、修士論文の審査、口頭試問および外国語試験による。

(2) 口頭試問は、修士論文、研究計画の内容および志望する専門研究分野の知見を問うものとする。

(3) 外国語試験は、英語・ドイツ語・フランス語の中から1か国語とする。

② 学科試験

(1) 本研究科の法科大学院（法曹養成専攻）修了者または他大学の法科大学院その他専門職大学院の修了者については、筆答試験と口述試験による。

(2) 筆答試験は2科目とする。専門科目は、志望する専門研究分野の科目の中から選択するものとし、修士課程入試科目と同様の区分により出題する。

(3) 外国語（英語・ドイツ語・フランス語のいずれか）を1科目として選択することもできる。ただし、志望する専門研究分野または専門研究科目により、外国語を指定することがある。

(4) 口述試験は、研究計画の内容および志望する専門研究分野の知見を問うものとする。

③ 書類選考

(1) 本研究科の法科大学院（法曹養成専攻）修了者については、学業成績と口述試験による。

(2) 本研究科の法科大学院の3年次生であって、基幹科目および選択科目Ⅰ・Ⅱの学業成績が上位25%以内のものを、選考の対象とする。この場合、基幹科目は所要の全単位を修得していることを要する。

(3) 本研究科の法科大学院修了者であって、修了後2年以内のものは、在学生に準ずるものとする。

(4) 口述試験は、研究計画の内容および志望する専門研究分野の知見を問うものとする。

(c) 合否の判定

① 論文試験

口頭試問を受けた者について、論文審査、口頭試問の結果および外国語試験の成績等を総合的に判断して、博士後期課程への進学または編入の可否を決定する。

② 学科試験

口述試験を受けた者について、筆答試験の成績と口述試験の評価等を総合的に判断して、博士後期課程への進学または編入の可否を決定する。

③ 書類選考

口述試験を受けた者について、学業成績の内容と口述試験の評価等を総合的に判断して、博士後期課程への進学可否を決定する。

イ) 志願状況と入学者の受入状況

平成 16 年度・17 年度の法政理論専攻にかかる入学者の受入状況は、表 2-2 のとおりである。

（c）教育課程・教育方法

ア) 総 論

本研究科は、法政理論専攻につき、修士課程と博士後期課程を有している。各課程においては、法学・政治学に関する総合的な識見に加えて、国際的な視野を持ち、原理的問題と現代社会への関心を共に備え、日本の内外で研究・教育機関で役割を果たしうるように、優れた業績の生産を奨励し、独立した研究者となるに相応しい素養と能力を備えた人材を養成するための教育をおこなっている。

イ) 修士課程

- ① 修士（法学）の学位を取得するためには、修士課程に 2 年以上（4 年を限度とする。）在学し、指導教授の研究指導を受け、30 単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、所定の試験（論文審査・口頭試問）に合格しなければならない。
- ② 講義・演習は、「専門研究分野に属する科目」については、8 単位以上（16 単位を限度とする。）を修得しなければならない。「専門研究分野」としては、「基礎法学」・「公法」・「民刑事法」・「政治学」の 4 区分を採用している。
- ③ 法政理論専攻の学生は、法曹養成専攻および国際公共政策専攻における科目について、それぞれ 4 単位を限度として履修することができる。この場合は、学年の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、研究科長に届け出なければならない。これにより取得した単位数は、課程の修了に必要な単位数に算入する。ただし、「専門研究分野」の科目数には算入しない。

なお、従前の制度では、各専攻課程に属する科目のうち 1 科目につき「特別研究」として 1 年間に 4 単位（ただし、2 年間を通じ 2 科目 8 単位を限度とする。）を認定することができるが、この制度は、平成 16 年度以降の修士課程入学者については廃止された。

ウ) 博士後期課程

博士後期課程では、大学院での研究の集大成のための博士論文を書き上げることが大きな目標になる。そこで博士論文の執筆を支援するとともに、これと合わせて、みずからの専門とするテーマ以外にも幅広い研究の視点を獲得させるため、次のような基準を採用して教育指導にあたっている。

- ① 博士（法学）の学位を取得するためには、博士後期課程に 3 年以上（6 年を限度とする。）在学し、指導教授の研究指導を受け、12 単位以上を修得し、かつ、博士論文を提出し、所定の試験に合格しなければならない。
- ② ①の単位の中には、指導教授が担当する専門研究分野の 1 科目を含まなければならない。

(エ) 開講科目

平成 16 年度における法政理論専攻の開講科目は、次のとおりである。

・平成 16 年度開講科目

→ 表 2-3

(d) 成績評価・学位審査

(ア) 修士課程

修士（法学）の学位を取得するためには、上述のように、修士課程に 2 年以上（4 年を限度とする。）在学し、指導教授の研究指導を受け、30 単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、所定の試験に合格しなければならない。

その際、修士論文としては、単なるリサーチペーパーでなく、外国文献等を利用し学説史なども丹念にフォローした専門学術的な論文を要求しており、分量も 40,000 字程度を基準としている。そのうえで、提出された修士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口頭試問）がされ、合格したものに対して、修士（法学）の学位が授与される（修士学位授与者及び論文題目については、第 13 章 3、352 ページ以下を参照）。本研究科博士後期課程の法政理論専攻に進学することを希望する者に対しては、修士論文の審査にあたり、進学の可否についても併せて審査している。

(イ) 博士後期課程

博士（法学）の学位を取得するには、上述のように、博士後期課程に 3 年以上（6 年を限度とする。）在学し、指導教授の研究指導を受け、12 単位以上を修得し、かつ、博士論文を提出し、所定の試験に合格しなければならない。博士論文の審査にあたっては、提出された博士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口述試験）がされた後、人事教授会において各審査委員から審査結果の報告を受けたうえで、博士（法学）の学位授与の可否につき、投票にて決する。

本研究科では、所定の期間内に論文を仕上げいわゆる課程博士を取得するケースは、従前より、それほど多くはない。これは、専攻分野によっては、優れた研究成果をあげつつある学生は博士後期課程修了前に就職する例が多いことに一因があるほか、論文博士の審査基準が高く、これとの対比で従来實際上課程博士の審査基準が高く設定されてきたことにも原因があった。そこで平成 3 年に審査基準を見直し、「まとまったテーマについて論文数として 3 ないし 5 篇、枚数にして 200 字詰原稿用紙 800 枚程度の論文があること」を目安に運用する旨の申合わせをおこなった。その成果が徐々に現われており、課程博士号取得者も、漸次増加している（表 2-4）。もっとも、全体として見れば、依然として、課程博士の取得率は必ずしも高いとは言えない。博士後期課程修了前に優れた研究成果をあげ中途退学の形で就職する者に対しても課程博士取得の可能性を広げる方策が、検討に値しよう。

(e) 学生への学修支援

法政理論専攻の学生には、入学時に、本専攻の目的・教育内容・カリキュラム・卒業要件・学位資格等に関して、詳細な履修指導がされている。また、指導教授を中心として随時、論文指導はもとよりのこと、研究計画・留学・進路等についても個別の相談にのっている。

健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対

しては、選考の上、奨学金が貸与または給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金がある。

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額または半額について、免除または徴収猶予が認められる。

日本学生支援機構（日本育英会）奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、表 2-5 のとおりである。

(f) 修了後の進路

法政理論専攻の前進である研究者養成コースの修了者および中途退学者は、そのほとんどが大学ほか高等研究・教育機関に職を得て、その後の研究活動・教育活動に従事している。留学生についても同様であって、出身国の大学やわが国の大学で研究者としての道を歩んでいる者が多い（表 2-6、表 2-7）。

(3) 国際公共政策専攻

(a) 教育理念・目標

国際公共政策専攻は、理論と実務を架橋し、法案作成・公共管理・企業統治・国際関係・経済政策等に関する高度な知識と問題解決能力を備えた人材を育成することを目的として、高度の専門性を備えた良識ある職業人・社会人としての知見を修得しようとする多様な人材を受け入れるものである。平成 16 年度に専修コースを改組して設けられた専攻である。

前述のように、国際公共政策専攻は、平成 18 年度より、専門職大学院としての公共政策大学院（公共政策教育部）へと編成替えされることが予定されている。

(b) 学生の受入れ

(ア) 選抜の方針と入試の方法

国際公共政策専攻では、社会科学に関する専門的な学識や外国語文献の解読能力を問う筆記試験、大学における学業成績や既習の学問領域、社会的活動などを総合的に判断する方法によって選抜をおこなっている（表 2-8、表 2-9）。

なお、外国人特別選抜については、27 ページを参照されたい。

① 入学定員

国際公共政策専攻の入学定員は、30 名である。そのうちの約 10 名は、職業人選抜による入学者を対象としたものである。

② 出願資格

国際公共政策専攻の出願資格は、基本的に法政理論専攻と同一である。もっとも、職業人選抜に応募するためには、官公庁、会社、法律事務所等に在職中であることをも要件としている。

③ 選抜方法

(a) 総 論

選抜方法には、一般選抜と職業人選抜がある。この区分は、国際公共政策専攻の前身で

ある専修コースの時代からおこなわれてきたものである。

② 一般選抜

一般選抜は、筆答試験と口述試験による。

筆答試験は、一般選抜専門科目の中から研究計画の遂行に必要と思われるものを2科目選択して受験させるとともに、英語の試験を課す。なお、学業成績によっては、筆答試験を免除することがある。

口述試験は、筆答試験の合格者および筆答試験の免除者に対し、研究計画についておこなう。

③ 職業人選抜

職業人選抜は、筆答試験と口述試験による。

筆答試験は、職業人選抜専門科目の中から研究計画の遂行に必要と思われるものを1科目選択して受験させる。なお、学業成績、推薦書、提出された著作等によっては筆答試験を免除することがある。

口述試験は、筆答試験の合格者および筆答試験の免除者に対し、研究計画についておこなう。なお、筆答試験結果・研究計画によっては口述試験を免除することがある。

④ 一般選抜専門科目

一般選抜専門科目は、憲法、行政法、国際法、政治学、国際政治学、比較政治学、行政学、経済学である。このうち、経済学は、経済理論、経済政策、会計学、経営学の4領域から1題ずつ出題される中から2題を選択する形式でおこなわれる。

⑤ 職業人選抜専門科目

職業人選抜専門科目は、法哲学、法社会学、日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史、英米法、フランス法、ドイツ法、憲法、行政法、国際法、国際機構、税法、民法、商法、経済法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、刑事学、国際私法、労働法、社会保障法、政治学、国際政治学、国際政治経済分析、比較政治学、政治過程論、行政学、政治史、日本政治外交史、政治思想史、公共政策である。

⑥ 志願状況と入学者の受入状況

平成16年度・17年度の国際公共政策専攻にかかる入学者の受入状況は、表2-8、2-9のとおりである。

(c) 教育課程・教育方法

① 総論

国際公共政策専攻は、高度な専門性を備え、組織の管理・運営と政策決定に携わる職業人を養成するために適切な教育をおこなっている。

国際公共政策専攻では、基本科目・実践科目・展開科目の区分により、授業科目を開講している。併せて、指導教授による政策研究の履修を必修としている。

② 開講科目

平成16年度における国際公共政策専攻の開講科目は、次のとおりである。

・平成 16 年度開講科目

→ 表 2-10

(ウ) 教育方法

- ① 学生は、基本科目・実践科目・展開科目を選択必修とし、基本科目から 10 単位以上、実践科目から 8 単位以上、展開科目から 8 単位以上を修得しなければならない。ただし、職業人選抜により入学した者については、この限りでない。これらの科目については、講義形式、演習形式または両方式の併用によりおこなわれている。
- ② 各学生に対し、指導教授は、個別に政策研究（4 単位）の指導を含む研究指導をおこなっている。
- ③ 法政理論専攻の修士課程の科目は 4 単位を限度として、また、法曹養成専攻の選択科目は 8 単位を限度として、いずれも当該科目を担当する教員の許可を得、かつ研究科長に届け出た上で、履修することができる。これにより修得した単位は、一般選抜により入学した者については展開科目の単位数に算入し、職業人選抜により入学した者については修了に必要な単位数に算入する。

(d) 成績評価・学位審査

(ア) 成績評価

成績は、基本科目・実践科目・展開科目および修士論文については点数、政策研究については合格・不合格をもって表示する。

(イ) 学位審査・修了要件

国際公共政策専攻の課程を修了するには、2 年以上（4 年を限度とする。）在学し、政策研究の単位を含む 30 単位以上を修得し、かつ、指導教授の研究指導を受けた上、修士論文を提出し、所定の試験（論文審査・口頭試問）に合格しなければならない。修士論文はリサーチペーパー（法・政治に関する具体的問題の総合的な分析・調査や、それに基づく政策提言などを含んだ調査研究）としての性格を有するものであり、20,000 字程度のものが要求されるが、本研究科博士後期課程法政理論専攻への進学を希望する者には、修士課程法政理論専攻における修士論文と同質・同量のものが求められる。

なお、国際公共政策専攻では、特例により修業年限を 1 年または 1 年 6 月とすることが認められている。この場合、特例適用の候補者とされるためには、1 年修了については 12 単位以上、1 年 6 月修了については 16 単位以上の科目を履修し、半数以上の科目で 80 点以上の評点を与えられていることを標準とする。特例の適用を希望する者は、指導教授の了承を得たうえで、希望する年限の 6 月前に研究科長に申し出なければならない。そのうえで特例適用の候補者とするかどうかについては、教授会での議を経て決定する。

なお、特例の適用による修士の学位の授与は、履修した科目の 3 分の 2 以上で 80 点以上の評点を与えられ、かつ、修士論文について 85 点以上の評点を与えられた場合に限り、認められる。

(e) 学生への学修支援

国際公共政策専攻の学生には、入学時に、本専攻の目的・教育内容・カリキュラム・卒業要件等に関して、詳細な履修指導がされている。また、指導教授を中心として随時、研究計画・進路等につき個別の相談にのっている。

日本学生支援機構（日本育英会）奨学生の採用状況および授業料免除状況は、表 2-5 のとおりである。

(f) 修了後の進路

現時点では、平成 16 年度入学者のうち、1 年間での修了をした者以外は、現在なお修士 2 年次に在籍中であるため、修了後に実際選択した進路を挙げることはできない。しかし、国際公共政策専攻修了者には、国家公務員・外交官・国連職員・地方公務員・外資系企業・シンクタンクへの就職などの進路が予想される。

なお、参考までに、国際公共政策専攻の前進である専修コース修了者の進路を平成 15 年度修了者と平成 16 年度修了者について、表 2-11 に挙げておく。

(4) 法曹養成専攻

(a) 教育理念・目標

法曹養成専攻（法科大学院）は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる学風の下、法制度に関する原理的・体系的理解、論理的思考能力及び法曹としての高い責任感などの獲得を基礎に、制度的・構造的課題や最先端の法的問題を幅広い視野から探求して必要かつ合理的な解決策を見出していく総合的な法的能力を涵養し、「公共性の空間」において指導的な役割を果たすことのできる創造的な力を持つ法曹を養成することを基本理念とする。

このような基本理念の下、基本的な法領域に関する根本的な理解や論理的・分析的思考能力などの法曹にとって基礎的な知的能力を十分に鍛錬した上で、さらに先端的・応用的法領域あるいは実務の応用への架橋を図ることを基本的な教育目標としている。

(b) 学生の受入

(ア) 選抜の方針と入試の方法

入学者の選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、学部段階での専門分野を問わず、また、社会人等にも広く門戸を開き、多様な知識・経験を持つ者を幅広く法科大学院に受け入れることとしている。そのため、アドミッションズ・オフィスとして機能する入学者選抜委員会を常置して、各種資料を総合的に考慮して、入学者を選抜する。その際、入学試験の成績のみによって判定するのではなく、大学における学業成績や活動実績、社会人としての活動実績を重視している。入学者の多様性を確保するために、出願者の全体的状況に照らした公平性や開放性をも考慮しながら、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者および社会人等を 3 割以上合格させることを方針としている。

入学者選抜の方法は次のとおりである。入学定員は 200 名とし、法学未修者枠 60 名程度と法学既修者枠 140 名程度とに区分して募集する。出願者に、独立行政法人大学入試センターが実施する適性試験の受験を要求する。入学者選抜に用いる資料は、学部での学業成績や社会人としての活動実績を示す書類、適性試験の成績、本研究科の法科大学院独自の入学試験の成績等である。出願者が多数である場合には、第一段階選抜を行い、法学未修者枠につき 240 名（4 倍）程度、法学既修者枠につき 420 名（3 倍）程度をそれぞれ第一段階合格とする。第一段階合格の者を対象として、法学未修者枠について小論文試験と少なくとも一部の合格者を選抜するために面接試験を実施し（ただし、面接試験については、平成 18 年度以降は実施しないこととした）、法学既修者枠について法律科目の筆

記試験を実施する。

(イ) 志願状況と入学者の受入状況

平成 16 年度・平成 17 年度における入学者選抜の状況は表 2-12 のとおりである。

なお、合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（大学卒業後、3 年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。）は、平成 16 年度においては、76 名（約 35.2%）、平成 17 年度においては、56 名（約 26.4%）であった。

(c) 教育課程・教育方法

上記の理念、目的に即し、とりわけ、法制度に関する基本的な理解を深め、論理的・批判的思考能力を高めるために、少人数教育と授業における討議を重視する観点から、次の①～⑤のような科目分類に基づいて、教育課程を体系的に編成している（括弧内は修了要件）。

- ① 基礎科目（26 単位、全科目必修。法学既修者については、履修を終えたものとみなす）
- ② 基幹科目（34 単位、全科目必修）
- ③ 実務選択科目（2 単位以上履修することを要する。）
- ④ 選択科目Ⅰ（4 単位以上履修することを要する。）
- ⑤ 選択科目Ⅱ（12 単位以上履修することを要する。）

そして、法律実務で一般的に必要とされる法律基本科目に関し、まず、基礎知識の習得を目的として、1 年次配当の①基礎科目を履修させ、その後、その基礎知識を実践的に応用する能力を養成するため、2・3 年次配当の②基幹科目を履修させる。これらの科目については、いずれも、双方向型の授業形式を活用するため、少人数でのクラス編成を行っている。その際、クラス間で教育内容や進度に著しい格差が生じないよう、担当教員間で定期的に進度や教育内容、教材等に関して十分な調整を行っている。

次に、「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成を目的として、展開・先端の科目（⑤選択科目Ⅱ）及び基礎法学・隣接科目（④選択科目Ⅰ）として多様な科目を提供し、民刑事に関する裁判法務だけでなく、企業法務や公共政策法務などについても、学生が自らの目的に合わせて、系統的にその専門性を高めることができるようにしている。

また、選択科目Ⅰ及びⅡのうちの演習形式の科目を中心に、科目の履修に付け加えてリサーチペーパー（合格の判定を得た場合 2 単位）を作成・提出しうることとして、これを推奨して、問題発見、調査・分析、解決策の提案といった、社会の幅広い分野において指導的な立場に立つ法曹に求められる総合的能力の更なる向上に努めている。

そして、法曹養成教育にとってきわめて重要な課題である実務への架橋を図るため、法律実務基礎科目について、「民法法文書作成」、「法曹倫理」、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事訴訟実務の基礎」を②基幹科目の一部に位置づけて必修とするとともに、③実務選択科目を提供している。

さらに、⑤選択科目Ⅱとして、実務家が担当する事例演習科目を相当数提供し、多様な法律分野における先端的な実務的課題と取り組むことができるようにしている。

科目履修に関しては、自主・独立の精神を重んじ、また、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを基本理念とするため、できる限り学生の自主性を尊重し、コース制など

を特に設けることはしていない。しかし、適切な科目履修が行われるよう、科目の配当年次を定め、入学時に十分なオリエンテーションを実施するとともに、民事裁判法務、刑事裁判法務、企業法務、及び、公共政策法務などについて、基本的な履修モデルを作成・提示し、学生の科目選択の参考としている。また、法曹養成専攻履修規程、シラバス、履修モデルなどを収録した便覧を作成・交付して、学生に周知させている。

なお、平成 16 年度における法曹養成専攻の開講科目は、表 2-13 のとおりである。

(d) 成績評価・修了

標準修業年限は 3 年とし、法学既修者については 2 年以上の在学により修了を可能とする。

修了要件として、3 年以上在籍し、必修単位のすべてを含んで 94 単位以上修得したことを要求している。ただし、法律学の基礎的な学識を有すると認められる法学既修者は、1 年在籍して、基礎科目 26 単位を修得したもののみとする。

また、厳格な成績評価を担保するため、修了に必要な上記の単位数を修得している場合であっても、(1)基幹科目について D 判定を受けた科目が 4 科目以上ある場合、又は、(2)単位を修得した全科目のうち、D 判定を受けた科目が、既修者にあつては 7 科目以上、未修者にあつては 10 科目以上ある場合には、修了を認めないこととしている。

さらに、一定の進級要件や履修科目の登録上限を設けており、同一年次の在籍（原級留置）は、休学その他特別の事情がある場合を除き、2 年を限度としている。

成績評価に当たっては、授業形式に応じて適切な各種の方法を用いている。双方向形式の授業においては、授業における学習状況を平常点として評価するとともに、期末に筆記試験を実施して成績評価を行うこととしており、講義形式の授業においては、期末に実施する筆記試験によって成績評価を行うこととしている。また、演習形式の授業においては、研究・調査報告など授業における学習状況を平常点として評価するとともに、期末に試験を実施して成績評価を行うこととしている。エクスターンシップ及びリーガル・クリニック等の実地研修を中心とする科目においては、研修の状況を平常点として評価するとともに、研修終了時にレポート試験を実施して成績評価を行っている。

成績評価は 100 点を満点とした素点をもって行うことを原則とし、60 点以上を合格とする。ただし、エクスターンシップ等の実地研修を中心とする科目及びリサーチペーパーの評価は合否による。

なお、履修の指導及び成績の評価に際しては、次の基準にしたがった成績評定も併せて用いる。

- A+：当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており、非常に優れている（85～100 点）。
- A：当該科目の学修目標をほぼ達成しており、優れている（80～84 点）。
- B：当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの点において優れた成果を示している（75～79 点）。
- C：当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しているが、いくつかの点においては最低限の水準を満たすにとどまる（70～74 点）。
- D：ほとんどの点において、当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる（60～69 点）。
- F：当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である（0～59 点）。

なお、やむを得ない事情により受験することができなかった科目又はD若しくはFの成績判定を受けた科目については、再試験の受験を認めている。ただし、成績評価を厳正に行う観点から、D若しくはFの成績判定を受けたことによる再試験の受験において素点評価が70点以上である場合には、一律Cと判定・表記し、成績がこれに満たない場合には、再試験を受験したことを成績表に明記した上で、本試験の評価をもって、その科目の成績としている。D又はFの成績判定を受けた科目については、次年度以降の再履修を認める。

(e) 学生への学修支援

学生の学習効果を高めるため、法曹養成専攻専用の学習室（定員348名）、学習室と一体化した図書閲覧室、無線LAN環境、オンライン・データベースを提供するとともに、多目的スペース10室を整備している。また、ノートパソコンの収容可能なロッカーを、各学生用に整備している。学習室は、学生の要望等を踏まえ、平日は午前9時から午後11時45分まで、土曜日・日曜日・国民の祝日等は午前9時から午後10時まで開室することとし、学生が十分な学習をできるように配慮している。

図書について、専用の図書室に判例集を中心に約11,700冊を整備し、情報インフラとして、無線LAN環境を構築し、オンライン・データベースとして株式会社TKCのLEX/DBを提供した。学生が頻繁に利用する図書については、複数冊を備えるなどして、学習の便宜を図っている。

次に、個別の授業との関係では、各教員がオフィスアワーを設けて、学生からの質問に答えることとしている。

さらに、法曹養成専攻専用の投書箱を設けて、教育内容、施設等に関する学生の意見を常時受け付けており、学生の要望を把握し、それを教育改善に生かす態勢を整えている。

また、健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与または給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金がある。

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額または半額について、免除または徴収猶予が認められる。

日本学生支援機構（日本育英会）奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、表2-5のとおりである。

(f) 修了後の進路

現時点では修了者が出ていない。

なお、修了者は、司法試験に合格した上で、司法修習を経て法曹になっていくことが予定されているが、大学の教員として教育・研究に従事するという進路も想定されている。

その場合の進路としては、博士後期課程への進学、助手への採用などが考えられる。「2 教育活動、1）大学院教育、（2）法政理論専攻（7ページ以下）」の項参照。

(5) 教育改善の努力

法曹養成専攻に教務委員会を設置している。教務委員は、継続的に、教員と意見交換をしたり、学生の要望や意見を聴いたりするなどし、これを基礎に教務委員会において教育

内容・方法の改善のための方策を検討している。これらの検討状況や改善方策については、法曹養成専攻会議、教員懇談会その他の各種の機会に、教員に伝えられ、教員間で意見交換が行われている。

また、各授業について、学生による授業評価を実施し、その結果をとりまとめ、各担当教員にその結果及び受講生学生の回答書全部のコピーを交付し、各教員の教育方法改善の努力に寄与している。

さらに、外部の識者を委員とする外部評価委員会、及び、実務家を委員とする法科大学院実務教育助言委員会を設置し、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている。なお、平成16年度には、教育改善の取り組みとして2度の研究会を開催した。

そして、教員懇談会を随時開催し、授業運営方法、カリキュラム編成、履修指導方法等、法科大学院の教育全般にわたる各種の事項について協議をし、教育の改善に反映させている。

これに加え、外部の講師を招いて講演会を開催したり、司法研修所、法科大学院協会等が開催する研修やシンポジウムに教員を派遣したりするなどして、積極的に研鑽の機会を設けている。

なお、大学改革推進等補助金・教育高度化推進プログラム（法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム）で採択された「実践的理論教育高度化プロジェクト」（推進責任者・中森喜彦教授（法曹養成専攻長））の実施によって、教員研修、教材の開発等を進めている。

2) 学 部 教 育

(1) 教育理念・目標

法学部では、国家・社会についての制度設計や組織運営に関する基礎的能力を備えた人材を世に送り出すことを目的として、法学・政治学に関する素養と現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させる教育をおこなう。

(2) 学生の受入れ

(a) アドミッション・ポリシー

21世紀を迎えた今日、世界も日本も大きな転換期を迎えており、それに伴い様々な問題が生じている。こうした状況に対応して、世界の中での国家や社会のあり方を考え、これからの豊かな人間社会を構築していくためには、人間・社会・歴史に対する深い洞察力を基礎として、法律と政治の仕組みに関する専門的な知識を備え、社会全体を視野に入れながらそれらを組み合わせる構想力を有し、国家・社会についての制度設計や組織運営に指導的に関わっていくことのできる人材の育成が不可欠となる。また、地球規模での交流が活発となっている今日、お互いの文化を尊重し、グローバルな視点のもとで、法と政治・経済、社会の問題を捉え、人々の協調する平和な社会の実現に貢献できる国際感覚あふれた教養人が求められている。

法学部は、こうした能力を備えた人材を育成するために、法学・政治学の基礎的・原理

的知識を提供するとともに、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させることを、教育目標としている。

このような目標のもと、法学部では、世界・国家・社会の様々な問題に対する強い関心を持ち、多方面にわたる学力、とりわけ社会科学に関する基礎的な学力を備え、論理的思考力にすぐれた学生を求めている。

なお、現在実施している、外国人留学生、外国学校出身者のための特別選抜、他大学在籍者を対象とする論文と語学を主体とした第3年次編入試験、本学の他学部学生を対象とする転学部等の見直しも含めて、教育目的に適合した学生を受け入れるために選抜制度の一層の改善をはかる。

(b) 学生募集

(ア) オープンキャンパス

大学進学を考える際の十分かつ生きた情報を提供すること、とりわけ京都大学法学部に高い関心を抱いてもらうこと、意欲のある優秀な学生を数多く集めることを目的として、全学の主催する「京都大学オープンキャンパス」に学部としても独自の企画をもって参加している。そこでは、法学部における教育を説明するだけでなく、教員による模擬講義とその後の質疑応答を通して法学部教育を肌で感じてもらうとともに、教員及び現役学生を相談員とする相談コーナーを設けて個々の受験生の質問や疑問に答えるなど、きめ細かな対応も行っている。

(イ) 学生募集要項等

入学試験に関する広報として、学生募集要項のほか、本学部が独自に作成しているものに、「法学研究科・法学部概要」（A4判24頁）がある。そこには、法学部・法学研究科の歴史、講座の変遷、入学者選抜制度の変遷、開講科目、図書室、学部卒業者の進路や司法試験合格者の推移などの各種統計、附属施設の法政実務交流センター、国際法政文献資料センター等について記載されており、入学志願者、本学部・研究科来訪者等へ配布している。

(c) 入学試験

(ア) 入学者選抜方法

入学者選抜は、大学入試センター試験の成績、第2次学力検査等の成績及び調査書を資料とし、総合して判定している（表2-14）。

学力検査等の成績判定は、大学入試センター試験の成績を「入学者選抜の実施教科・科目等」、「大学入試センター試験・個別（第2次）学力検査等の配点等」欄の配点に換算した上、これと第2次学力検査等の成績とを総合して行っている。

ただし、入学志願者が入学定員を大幅に上回り、第2次学力検査等を適切に実施する事が困難な場合には、大学入試センター試験の成績等により、第1段階選抜合格者を決定し、第2次学力検査等を行っている。

また、外国学校出身者のための選考を行っている（表2-16）。

(イ) 志願状況と入学者の受入状況

過去5年間の志願状況と入学者の受入状況は、表2-15のとおりである。

(ウ) 外国学校出身者の受入れ

諸外国で多様な価値観に接しそれぞれに歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者に対して、国籍を問わず、一般の入学選抜方法とは別の方法で選考をおこない、一般の入学選抜により入学した学生に対して多様な文化的接触の機会を与え、両者相俟って国際的に活躍しうる有為の人材の育成を図ることが適当と考えて、法学部では、外国学校出身者のための入学選考を実施している。

過去5年間の志願状況と入学者の受入状況は、表2-17のとおりである。

(d) 転学部・編入学等

(ア) 転学部

本学部では、本学の他学部学生もしくは他大学の学生であって本学部へ転学を志望する者、または、本学部の学生であって他学部もしくは他大学へ転学を希望する者について、教授会の議を経て許可することがある。

本学部への転入学については、転入学部出学者が当該入学年度の法学部の前期日程試験の最低合格点以上の得点数をえて入学したものであることを要するものとし、かつ、1回生からの転入の場合と2回生以上の者の転入の場合のそれぞれにつき所定の単位を修得していることを要するものとしている。また、転入学部許可者の人数は、年度ごと、入学定員の1割である。

過去5年間の本学部への転入学部者の志願状況と入学者の総数と内訳、本学部から他学部への転学者の総数と内訳は、表2-18のとおりである。

(イ) 編入学

法学・政治学についての高等教育は、高等学校から直接大学の法学部に進学した者だけでなく、さまざまな社会的経験と文化的関心に基づいて改めてその機会を希望する者に対しても、その者が学習に必要な能力を有する限り、門戸を開放することが適当と考えられる。本学部では、大学（法学部を除く）、短期大学または高等専門学校を卒業した社会人や卒業見込の者に対して、法学・政治学の勉強の機会を提供するため、国籍の如何を問わず、第3年次編入学への途を開いている。平成7年度からは、他大学で2年以上の教育を受けた者にも出願を認めることにしている。

出願資格は、次のとおりである（平成17年度募集要項による。）。

- ① 大学の第2年次以上に在学して、合計46単位以上の科目を修得した者（平成17年3月31日までに修得見込みの者を含む。本学在学者を含む。ただし、出願時点において現に在学中であり、かつ、在籍する大学での在学期間が、平成17年3月31日の時点で、休学の期間を除き、2年以上であることを要する。）
- ② 学士の学位を有する者、および、平成17年3月31日までに学士の学位を授与される見込みの者。ただし、大学の法学部において学士の学位を授与された者、および、授与される見込みの者を除く。
- ③ 短期大学または高等専門学校を卒業した者、および、平成17年3月31日までに卒業する見込みの者。
- ④ 外国の学校教育において、②または③に相当する資格を得たと認められる者。ただし、②のただし書は適用しない。

過去5年間の本学部への第3年次編入学生の総数と内訳は、表2-19のとおりである。

(3) 教育課程

(a) 学科・専攻の編成等

本学部では、学科制や専攻・コース制を設けていない。これは、学生による科目選択の自由を尊重し、学生の自主的な勉学精神に基づく主体的学習を促す意図に出たものである。

(b) カリキュラムの編成方針

ア 総 論

本学部の卒業に必要な単位数を構成する科目は、教養科目と専門科目とに分かれる。教養科目は半期2単位が原則であり、専門科目には、2単位科目と4単位科目とがある。卒業するためには、教養科目を46単位以上、専門科目については、演習2単位を含む84単位以上（演習については、他の科目で代替が可能。）を取得しなければならない（演習を履修しない者は、卒業に必要な2単位に代えて、他の専門開講科目4単位を修得しなければならない）。

上記のように、本学部では、自主的な勉学精神と進路選択を尊重し、学科制や専攻・コース制を設けていない。専門科目については、必修科目すらない。他方、本学部では、段階的・体系的学習と幅広い学識と豊かな思考力の獲得を積極的に促すため、次のような学習支援のための施策をカリキュラム上で講じている。いずれも、法学・政治学における専門科目の段階的かつ確実な履修を通して、柔軟な思考や問題設定・問題分析能力を育成する企図に出たものである。

- ① 総じて言えば、1・2年次生では、専門科目を勉強する前提として必要な広くかつ深い教養を身につけることを主たる目標とし、専門科目の勉強も、法律学については、中心科目の基礎的部分と基礎法科目の一部のみの学修にとどめ、政治学についても、その一部を学修するにとどめている。専門科目の本格的な勉強は、3年次以降に始めることを推奨している。
- ② 専門単位の取得年度を限定する学年配当科目制に加えて、各年度に取得できる単位数を限定するキャップ制を設けて、段階的・体系的な履修を促している。
- ③ 専門科目として法学・政治学に関する入門的な科目を充実するほか、基礎法学・公法・民刑事法・政治学の各分野の講義、外国文献研究等を設け、適切な卒業要件単位を設定している。
- ④ 幅広い学習を促し、学生の現代的な諸問題への関心に応えるために、毎年開講する多様な基本的諸科目に加えて、年度毎に特別講義を開講している。
- ⑤ 学生の報告と討議を中心に進める演習その他の少人数教育の充実をはかり、柔軟な思考と課題設定能力を育成している。

さらに、学習支援のための措置として、講義のシラバスを充実させるとともに、年度の初めおよび必要に応じて随時にガイダンス等を通じて適切な履修登録または受験登録のための指導をおこなっている。平成16年度には、一部の開講科目につき、学生による授業評価を試験的に実施した。

イ 教養科目

教養科目は、一般教養科目、外国語科目、および保健体育科目から成り、これらの科目は、「全学共通科目」として提供される。

一般教養科目は、人文・社会科学系科目と自然科学系科目から成っている。人文・社会

科学系科目は、哲学、心理学、社会学、歴史学、文学、経済学、政治学、法学等に属する科目群から成り、自然科学系科目は、数学、物理学、化学、生物学等に属する科目群から成っている。卒業するためには、人文・社会科学系科目から5科目20単位以上、自然科学系科目から2科目8単位以上取得しなければならない（後注参照）。

外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語から成り、英語を6単位以上、その他の外国語のうち1つを8単位以上取得しなければならない。外国語の単位の計算は、他の科目に比べて2倍重いものになっている。また、第1学年における外国語科目は、原則として学部クラス単位で開講される。

保健体育科目は、講義と実技それぞれ2単位、合計4単位まで履修することができるが、人文・社会科学系科目または自然科学系科目で代替することが可能である。

これらの教養科目は、卒業までのどの学年においても履修することができるが、実際には、主として、第1・第2学年で履修するようにカリキュラムが編成されている。

さらに、本学部では、専門教育と全学に共通する教養教育との有機的な連関をはかるために、専門基礎的な役割をも担う全学共通科目を適宜開講すると同時に、法学部以外の学部から法科大学院に進学する希望をもった学生のための法学に関する基礎的な授業を全学共通科目として開講している。平成16年度には、労働法・社会保障法入門、国法学入門が、開講された。

④ 全学共通科目の各群と、本学部における卒業に必要な単位としての教養科目中の人文・社会科学系科目、自然科学系科目、外国語科目ならびに保健体育科目の科目区分との対応関係は、次のとおりである。

- ・A群科目（法学部で専門科目として開講しているものを除く。）は、人文・社会科学系科目として扱う。
- ・B群科目は、自然科学系科目として扱う。
- ・C群科目は、外国語科目として扱う。
- ・D群科目は、保健体育科目として扱う。
- ・AB群科目は、人文・社会科学系科目または自然科学系科目のいずれかとみなすことができる。
- ・BD群科目は、自然科学系科目または保健体育科目のいずれかとみなすことができる。
- ・AC群科目は、人文・社会科学系科目として扱う。
- ・ABC群科目は、社会科学系科目または自然科学系科目のいずれかとみなすことができる。
- ・ABD群科目は、自然科学系科目または保健体育科目のいずれかとみなすことができる。

⑤ 専門科目

① 総 論

本学部の専門教育の最大の特色は、学科制を設けず、各年次に配当された専門科目の履修について大幅な自由選択を認め、学生の自主性を尊重する点にある。そのため、専門科目の履修につき、学科制や専攻・コース制を採らず、必修科目もない。自分なりにどのような科目を選択し、学習計画を練っていくかについては、学生各自の主体的判断を尊重している。

もっとも、専門科目については、学生に対し堅実な学習を促すため、平成16年度入学

生以降、キャップ制を採用し、各学期において登録できる専門科目の単位数に上限を設けている。それによれば、1年間に履修登録をすることができる専門科目（演習を除く。）の数は、2年次生は32単位、3年次生は36単位、4年次生は40単位を上限とし、かつ、2・3年次生の各学期の履修登録の上限を20単位に設定している（もっとも、いずれについても、3年次編入生については適用しない）。

② 科目編成（表2-20）

1回生に配当される専門科目（原則として1回生のみが卒業に必要な単位として算入することができる科目）は、通年4単位の外国語講読（英語）と、半期2単位の法学入門、政治学入門、家族と法、司法制度論のみである（平成16年度と17年度には、このほかに、特別講義「法学基礎文献」を開講した）。外国語講読は、原書講読方式による少人数教育をめざしており、クラス単位で開講されるが、必修科目ではない。

2・3回生配当科目は、憲法第一部、憲法第二部、刑法第一部、民法第一部、国際機構法である。その他の専門科目は、原則として3・4回生配当科目であるが、2回生も一定限度内で受講・受験できる2・3・4回生配当科目もある。

2・3・4回生配当科目のうち、民刑事法関連科目としては、刑法第二部と民法第二部があり、ほかに政治関連科目（政治原論、政治過程論、比較政治学、アメリカ政治、国際政治学、国際政治経済分析、政治史、日本政治外交史、政治思想史、行政学、公共政策）と基礎法関連科目（法理学、法社会学、日本法制史、ローマ法、東洋法史）がある。政治関連科目と基礎法科目については、2回生は、2科目に限り履修を認めることになっている。

3・4回生配当科目としては、憲法・民法・刑法の各分野の科目のほか、行政法、国際法、刑事訴訟法、民事訴訟法、商法、労働法、外国法等の科目と政治学の各科目がある。

経済学部の一部の科目も、受講することが認められ、一定の範囲で卒業に必要な単位として算入することができる。

以下に、平成17年度開講の授業科目を掲げる。

・法学部専門科目規程1条科目（基礎法学、公法、民刑事法、政治学の4領域に分けて、毎年開講する。）

→ 憲法第一部、憲法第二部、行政法第一部、行政法第二部、税法、国際法第一部、国際法第二部、国際機構法、民法第一部、民法第二部、民法第三部、民法第四部、商法第一部、商法第二部、経済法、民事訴訟法、国際私法、国際取引法、労働法、社会保障法、刑法第一部、刑法第二部、刑事訴訟法、刑事学、法理学、法社会学、日本法制史、西洋法制史、ローマ法、東洋法史、英米法概論、ドイツ法、政治原論、政治過程論、比較政治学、アメリカ政治、国際政治学、国際政治経済分析、政治史、日本政治外交史、政治思想史、行政学、公共政策

・同規程2条科目（毎年開講する。）

→ 法学入門、政治学入門①、政治学入門②、司法制度論、家族と法、外国語講読（英）、外国文献研究（英・独・仏）、演習、

・同規程3条1項科目（毎年開講する。法学部の専門科目として開講する科目である）

→ 経済原論ⅠA、経済原論ⅠB、経済原論ⅡA、経済原論ⅡB、経済政策論A、経済政策論B、財政学A、財政学B、経済史A、経済史B、労働経済論A

・同規程3条2項科目（本学部学生が履修でき、4単位に限り卒業に必要な科目として算入できる経済学部の科目である。）

→ 世界経済論A、金融論A、金融論B、統計学A、統計学B、経営学原理A、会計学

原理 A、会計学原理 B、社会政策論 A、公共経済学 A、公共経済学 B

- ・以上のほかに、毎年、教授会の議を経て、特別講義を開講している。平成 16 年度には、外交史、法情報論、現代法理論、イスラームの法と政治、現代アジア・アメリカ論、法学基礎文献、韓国の政治と経済が開講された。また、平成 17 年度には、中国法、外交史、現代中国論、法学基礎文献が開講された。その他、学生からの希望を考慮して、毎年、特殊講義を開講している。

③ 演 習

演習は 3・4 回生に配当され、半期 2 単位で、4 単位まで履修できる。少人数クラスで周到な予習に基づいた活発な討論が行われることが期待されている。

演習については、平成 16 年度以降、それまでの通年 4 単位での開講から、半期 2 単位での開講へと改められ、また、開講数についても変更があった。

(c) 教育指導

ア) 履修指導とその方針

4 月初めに、新入学生および新 2 年次学生（転入・編入学生を含む）を対象に、教養科目としての全学共通科目の学修の仕方、専門科目の履修について指導をおこなっている。なお、教養科目については 2 年次までに卒業に必要な単位を修得するよう指導している。

また、附属図書館および法学部図書室の利用方法や、司法試験・法科大学院入試、国家公務員第 1 種試験、外務公務員第 1 種試験等についても説明をおこなっている。これらのほかに、外国書講読や演習の担当教員が学生の相談にのっている。

また、教育課程につき重大な変更がおこなわれたときには、随時、学生に対する履修指導の機会を設けている。

イ) 授業（講義・演習）の遂行状況、目標達成度

授業の具体的な実施や評価などは、個々の教員の責任に委ねられている。

そのような中で、平成 16 年度には、一部の開講科目につき、学生による授業評価を試験的に実施した。

ウ) 教育課程の再点検と活性化

カリキュラム編成は、3・4 年次配当科目を原則としつつ、1 年次配当科目、2・3 年次配当科目、2・3・4 年次配当科目を設け、学年配当をおこなうことによって、学生の段階的履修を促すとともに、その活性化を図っている。また、外国書の読解能力を養うために、外国書講読と外国文献研究を開講している。

エ) 非常勤講師の任用

学部においては、専門科目欄に掲げた授業科目や特別講義につき専任教員に適任者がいない場合ならびに学生からの希望を考慮した特殊講義については、非常勤講師を採用することにより、授業の一層の充実をめざしている。

(4) 学生の在学の状況

表 2-21

(5) 卒業者数と進路状況

本学部では、官庁・企業等から送付された各種資料を、学生が利用可能な状態にしているほか、ゼミなどを通じて、適宜学生の進路選択についての相談に応じている。

卒業者数および就職・進学状況は表2-22のとおりである。

(6) 修学支援

健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与または給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体ならびに民間育英団体の奨学金がある。

経済的理由により入学科・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学科や当該期分の授業料の全額または半額について、免除または徴収猶予が認められる。

日本学生支援機構（日本育英会）奨学生の採用状況および授業料免除状況は表2-23のとおりである。

3) 留学生の受入と教育（大学院・学部）

(1) 大学院留学生の受入

日本国外に在住する外国人で大学院に入学する資格を有するのは、外国において学校教育における16年の課程を修了した者、および、我が国の大学を卒業した者となっている。これらの資格を有する者は、日本人学生と同様に、一般の法学研究科修士課程入学者選考試験に合格して入学できる（表9-4）。

これとは別に「京都大学大学院法学研究科修士課程（平成15年度は研究者養成コース・専修コース、平成16年度以降は法政理論専攻・国際公共政策専攻）外国人特別選抜要項」により、外国人留学生を若干名募集している（表2-24）。

また、法学研究科には修士課程とは別に研究生制度がある。これは本研究科の教授を指導教授として、原則1年以内の期間で、特定のテーマについて研究に従事するものである。研究生として在籍後、修士課程の入学試験を受験することも可能である。

(2) 学部留学生の受入

(a) 第3年次編入学

外国の大学において、日本の大学の一般教育課程期間に相当する教育を受けた後、日本の大学において専門教育を受けることを望む者については、学習に所要の能力を有する限り、国籍の如何を問わず、2. 教育活動で説明した、第3年次編入学（22ページ以下参照）への途を開いている。なお、入学試験は、日本人受験生と同様に実施される。

(b) 外国学校出身者特別選抜

外国において、学校教育における12年の課程を卒業（修了）した者（但し、最終学年

を含めて2年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする)、及び、卒業見込みの者については、2. 教育活動で説明した外国学校出身者のための入学者選考(22ページ以下参照)を実施している。

(c) 国費外国人留学生

文部科学省が在外日本公館を通じて募集(大使館推薦)する者について、選考のうえ受け入れており、平成15年度は6名、平成16年度は5名の国費留学生在籍している(表9-3)。

(3) 留学生の学修指導・支援

平成4年度から、留学生担当教官として専任講師を配置し、単に教育面に限らず、幅広く指導を行っている。随時、スクーリングで発表する日本語原稿や専門分野の用語の指導、チューターとのコミュニケーション、奨学金、住宅、書類の記入方法等について助言と指導を行い、更に安定した生活環境の維持のため、出来る限り学生との接触を保ち生活状況の把握に努めている。また、文部科学省のチューター制度に基づき、外国人留学生に対して1年間の専門的な日本語学習の援助を行うほか、平成5年度発足のティーチング・アシスタント制度により、修士論文の日本語サポートも行っている。